

市原火力発電所建設計画に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 28 年 3 月

市原火力発電合同会社

第1章 環境影響評価方法書の公告、縦覧、説明会及び意見書

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨その他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

平成28年2月5日（金）

(2) 公告の方法

- ① 平成28年2月5日付けで、以下の日刊新聞紙に「公告」を記載した。

[別紙1参照]

- ・朝日新聞（朝刊29面：千葉県版）
- ・読売新聞（朝刊32面：千葉県版）
- ・毎日新聞（朝刊25面：千葉県版）
- ・日本経済新聞（朝刊33面：千葉県版）
- ・産経新聞（朝刊23面：千葉県版）
- ・千葉日報（朝刊19面）

- ② 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

- ・自治体ホームページへ記載した。

[別紙2参照]

（千葉県、市原市、千葉市、袖ヶ浦市）

- ・当社ホームページへ掲載した。

[別紙3参照]

(参考)

- ・自治体の広報誌へ掲載した。

[別紙4参照]

広報いちほら 平成28年2月15日号（No.1458）

ちば市政だより 平成28年2月15日号（No.1620）

広報そでがうら 平成28年2月15日号（No.880）

(3) 縦覧場所

自治体庁舎等10箇所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎等

- ・千葉県庁 環境生活部環境政策課（千葉県千葉市中央区市場町1-1）
- ・市原市役所 環境部環境管理課（千葉県市原市国分寺台中央1-1-1）
- ・市原市姉崎支所（千葉県市原市姉崎2150-1）
- ・市原市五井支所（千葉県市原市五井中央西1-1-25 サンプラザ市原2階）
- ・千葉市役所 環境局環境保全部環境保全課（千葉市中央区千葉港1-1）
- ・千葉市中央図書館（千葉市中央区弁天3-7-7）
- ・袖ヶ浦市役所 市政情報室（千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1-1）
- ・長浦行政センター（千葉県袖ヶ浦市蔵波513-1）
- ・平川行政センター（千葉県袖ヶ浦市横田115）
- ・市原火力発電合同会社（千葉県市原市千種海岸1番地）

② インターネットの利用

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

[別紙 5 参照]

(4) 縦覧期間

① 自治体庁舎等

平成 28 年 2 月 5 日（金）から平成 28 年 3 月 7 日（月）までとした。

縦覧期間は、千葉市中央図書館は休館日を除き、その他の縦覧場所は土曜日、日曜日、祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時までとし、市原市の縦覧場所では午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとした。

② インターネットの利用

平成 28 年 2 月 5 日（金）から平成 28 年 3 月 22 日（火）まで閲覧可能とした。

インターネットの利用による電子図書の閲覧は、縦覧期間中には常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

① 縦覧者確認簿記載者数

総数 21 名（縦覧者記録用紙記載者数）

（内訳）

・千葉県庁 環境生活部環境政策課	4 名
・市原市役所 環境部環境管理課	5 名
・市原市姉崎支所	5 名
・市原市五井支所	3 名
・千葉市役所 環境局環境保全部環境保全課	1 名
・千葉市中央図書館	0 名
・袖ヶ浦市役所 市政情報室	3 名
・長浦行政センター	0 名
・平川行政センター	0 名
・市原火力発電合同会社	0 名

② インターネットの利用による方法書及び要約書を公表したウェブサイトへのアクセス数：1,166 回

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。説明会は千葉県市原市で開催した。説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

開催地区	開催日時	開催場所	来場者数
千葉県 市原市	平成28年2月14日(日) 14:00~16:00	市原市五井会館4階大ホール (市原市五井中央西2-3-13)	53名
	平成28年2月25日(木) 18:30~20:30	市原市市民会館小ホール (市原市惣社1-1-1)	73名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の第1項の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 方法書についての意見の把握

① 意見書の提出期間

平成28年2月5日(金)から平成28年3月22日(火)まで
(縦覧期間及びその後2週間、郵送の受付は当日消印有効とした。)

② 意見書の提出方法

当社への郵送による書面の提出

[別紙6参照]

③ 意見書の提出状況

意見書の提出は、4通(意見の総数:8件)であった。

日刊新聞紙に記載した公告内容

(朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞、千葉日報)

お 知 ら せ

環境影響評価法に基づき「市原火力発電所建設計画 環境影響評価方法書」(以下「方法書」)の作成及び説明会の開催について、次のとおり公告いたします。

平成二十八年二月五日
市原火力発電合同会社
社長 桑原 淳

【事業者の名称 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】
 名称 市原火力発電合同会社
 代表者 社長 桑原 淳
 所在地 千葉県市原市千種海岸一番地

【対象事業の名称 種類及び規模】
 名称 市原火力発電所建設計画
 種類 汽力
 規模 出力約百万キロワット

【対象事業が実施されるべき区域】
 千葉県市原市千種海岸一番地他
 (東燃ゼネラル石油株式会社千葉工場内)

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】
 市原市、千葉市及び袖ヶ浦市

【方法書の縦覧及び公表の方法並びに期間】

一、縦覧場所 千葉県庁環境生活部環境政策課(千葉市中央区市場町一・二)／市原市役所環境部環境管理課(市原市国分寺台中央一・二)／市原市姉崎支所(市原市姉崎二二五〇・一)／市原市五井支所(市原市五井中央西二・一・二五 サンブラザ市原二階)／千葉市役所環境部環境保全部環境保全課(千葉市中央区千葉港二二)／千葉市中央図書館(千葉市中央区弁天三・七七)／袖ヶ浦市役所市政情報室(袖ヶ浦市坂戸市場一・一)／長浦行政センター(袖ヶ浦市渡波五二二・二)／平川行政センター(袖ヶ浦市横田二二五)／市原火力発電合同会社(市原市千種海岸一番地)

二、縦覧期間 平成二十八年二月五日(金)から平成二十八年三月七日(月)まで。(千葉市中央図書館は休館日を除き、その他の縦覧場所は土曜日、日曜日、祝日は除きます。)

三、縦覧時間 午前九時から午後五時まで。(市原市の縦覧場所は、午前八時三十分から午後五時十五分まで。)

四、インターネットによる公表 当社ホームページ
 URL <http://www.itpgeneration.co.jp>

五、インターネットによる公表期間 平成二十八年二月五日(金)から平成二十八年三月二十二日(火)まで。

【意見書の提出】
 「方法書」について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、書簡にて郵送によりお寄せください。

一、意見書の記載事項

- ・氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・提出の対象である方法書の名称
- ・方法書についての環境の保全の見地からのご意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

二、意見書の提出期限
 平成二十八年三月二十二日(火)(当日消印有効)

三、意見書の提出先 千二九九〇一〇八 千葉県市原市千種海岸一番地(東燃ゼネラル石油株式会社千葉工場内)
 市原火力発電合同会社 宛

※意見書に記載された個人情報、は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

【方法書説明会を開催する日時及び場所】

- ・平成二十八年二月十四日(日) 午後二時から午後四時まで
 市原市五井会館四階大ホール(市原市五井中央西二二三三)
- ・平成二十八年二月二十五日(木) 午後六時半から午後八時半まで
 市原市市民会館小ホール(市原市惣社一・一)

【公告事項へのお問い合わせ先】
 市原火力発電合同会社 電話〇四三六・二三・九八五四
 (土曜日、日曜日、祝日を除く午前九時から午後五時まで)

ホームページに掲載したお知らせ（千葉県）
○平成 28 年 2 月 5 日から掲載

千葉県 Chiba Prefectural Government
Foreign Languages
文字サイズ・色合いの変更
音声読み上げ



千葉県
チーバくん

検索 使い方

- [暮らし・福祉・健康](#)
- [教育・文化・スポーツ](#)
- [しごと・産業・観光](#)
- [環境・まちづくり](#)
- [県政情報・統計](#)
- [防災・安全・安心](#)
- [イベント情報](#)
- [キッズページ](#)

環境影響評価手続中の案件

- [市原火力発電所建設計画（法対象事業）](#)
- [（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所1,2号機建設計画（法対象事業）](#)
- [（仮称）東総地区広域ごみ処理施設建設事業（条例対象事業）](#)
- [安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業（条例対象事業）](#)
- [君津環境整備センター第III期増設事業（条例対象事業）](#)
- [船橋市南部清掃工場建替事業（条例対象事業）](#)
- [五井火力発電所更新計画（法対象事業）](#)
- [（仮称）江川土地区画整理事業（法対象事業）](#)

いろいろな探し方

- [電子県庁](#)

サービス停止情報

現在情報はありません。

ホーム > 環境・まちづくり > 環境 > 環境政策 > 環境影響評価 > 環境影響評価手続状況 > 環境影響評価手続中の案件 > 市原火力発電所建設計画（法対象事業）

更新日：平成28(2016)年2月5日 印刷

● :: 市原火力発電所建設計画（法対象事業）

1.事業の概要

1事業者

市原火力発電合同会社

2事業の名称

市原火力発電所建設計画

3事業実施想定区域

千葉県市原市千種海岸1番地他

4事業の種類及び規模

火力発電所の設置（第1種事業）
設置する発電所の原動力の種類：汽力
設置する発電所の出力：約100万kW

2.環境影響評価の手続経緯

1 計画段階環境配慮書手続

|| (1)計画段階環境配慮書の公告縦覧等

- ・ 送付：平成27年9月10日
- ・ 公告：平成27年9月11日
- ・ 縦覧期間：平成27年9月11日から平成27年10月13日まで

|| (2)環境影響評価委員会の開催状況等

- ・ 平成27年9月18日：千葉県環境影響評価委員会に諮問、審議
- ・ 平成27年10月16日：答申案審議
- ・ 平成27年11月2日： 答申（PDF：280KB）

|| (3)知事意見の提出

- ・ 平成27年11月9日： 知事意見（PDF：164KB）

2 方法書手続

|| (1)環境影響評価方法書の公告縦覧等

- ・ 送付：平成28年2月4日
- ・ 公告：平成28年2月5日

縦覧場所

千葉県庁環境生活部環境政策課、市原市役所環境部環境管理課、市原市役所姉崎支所、市原市役所五井支所、袖ヶ浦市役所市政情報室、長浦行政センター、平川行政センター、千葉県役所環境局環境保全部環境保全課、千葉市中央図書館、市原火力発電合同会社

縦覧期間

平成28年2月5日(金曜日)から平成28年3月7日(月曜日)まで

(千葉市中央図書館は休館日を除く、その他は土曜日、日曜日、祝日を除く。)

縦覧時間

午前9時から午後5時まで

(市原市の縦覧場所は午前8時30分から午後5時15分まで)

環境影響評価方法書はこちら(別ウインドウで表示)

→市原火力発電合同会社 [詳細](#)

(2) 環境の保全の見地からの意見書の提出について

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により事業者に意見を提出することができます。

意見書に記載する事項

1. 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
2. 意見書の提出の対象である方法書の名称
3. 方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください。)

意見書の提出期間

平成28年2月5日(金曜日)から平成28年3月22日(火曜日)

(郵送による場合は、当日消印有効)

意見書の提出先及び問い合わせ先

〒299-0108 千葉県市原市千種海岸1番地

市原火力発電合同会社(東燃ゼネラル石油株式会社千葉工場内)

(3) 環境影響評価方法書説明会

第1回

日時:平成28年2月14日(日曜日) 午後2時から午後4時まで

場所:市原市五井会館4階大ホール(市原市五井中央西2-3-13)

第2回

日時:平成28年2月25日(木曜日) 午後6時30分から午後8時30分まで

場所:市原市市民会館小ホール(市原市惣社1-1-1)

関連リンク

■ [環境政策課トップページ](#)

よくある質問

■ [県政へのご意見のページ](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

お問い合わせ

所属課室:環境生活部環境政策課環境影響評価・指導班

電話番号:043-223-4138,4135

ファックス番号:043-222-8044

ホームページに掲載したお知らせ（市原市）

○平成28年2月5日から掲載



現在のページ [トップページ](#) > [くらしの情報](#) > [環境・緑化・公園](#) > [環境](#) > [お知らせ](#) >

[環境影響評価関係図書の縦覧・説明会・意見募集について（市原火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書）](#)

環境影響評価関係図書の縦覧・説明会・意見募集について（市原火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書）

更新日：2016年2月5日

次の対象事業について、環境影響評価法に基づく「環境影響評価方法書」が事業者から送付されました。この環境影響評価方法書に関する縦覧、説明会、意見の提出についてお知らせします。

対象事業について

事業者の名称

市原火力発電合同会社

事業の名称

市原火力発電所建設計画

発電所の原動力の種類

汽力

発電所の出力

約100万キロワット

対象事業実施区域

市原市千種海岸1番地ほか（東燃ゼネラル石油株式会社千葉工場構内）

対象事業実施区域の面積

約222万平方メートル（陸域面積約144万平方メートル、海域面積約78万平方メートル）

お知らせ

環境影響評価関係図書の縦覧・説明会・意見募集について（市原火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書）

環境影響評価関係図書の縦覧・説明会・意見募集について（（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設計画に係る環境影響評価方法書）

平成27年度市原市住宅用太陽光発電システム設置補助金のご案内

市原市環境審議会を開催します

消費税率引き上げに伴うし尿収集料金（税込）変更のお知らせ

辰巳台東地区周辺におけるテトラクロロエチレンの検出について

セアカゴケグモにご注意ください

大気汚染防止法におけるアスベストの規制対象が拡大されました

図書の縦覧について

縦覧図書

市原火力発電所建設計画 環境影響評価方法書

期間

平成28年2月5日（金曜日）から3月7日（月曜日）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

時間

午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧場所

環境管理課（国分寺台中央1-1-1市役所10階）
姉崎支所（姉崎2150-1）
五井支所（五井中央西1-1-25サンプラザ市原2階）

インターネットによる公表

事業者のホームページにおいても、平成28年2月5日（金曜日）から3月22日（火曜日）まで、環境影響評価方法書を公表します。
事業者のホームページはこちら（外部）→[市原火力発電合同会社](#)

説明会について

この環境影響評価方法書について、事業者による説明会が開催されます。

第1回

日時

平成28年2月14日（日曜日）午後2時00分から午後4時00分まで

場所

市原市五井会館4階大ホール（五井中央西2-3-13）

第2回

日時

平成28年2月25日（木曜日）午後6時30分から午後8時30分まで

場所

市原市市民会館小ホール（市原市惣社1-1-1）

意見の提出について

この環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、事業者宛てに意見書を提出できます。
縦覧場所に備え付けの書類に必要事項を記載し、事業者宛てに郵送により提出してください。

意見書への記載事項

氏名及び住所、方法書の名称、意見

提出期限

平成28年3月22日（火曜日）（当日の消印有効）

意見書の提出先及び問合せ先

市原火力発電合同会社
〒299-0108市原市千種海岸1（東燃ゼネラル石油株式会社千葉工場内）
電話番号0436-23-9854（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

 この情報を見ている人はこんなページも見ています

- ▶ [平成17年度以前の指定文化財](#)
- ▶ [国民年金保険料はいくらですか？](#)
- ▶ [人間ドックの助成について](#)

 こんなページはいかがですか

- ▶ [環境影響評価関係図書の縦覧・説明会・意見募集について（（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設計画に係る環境影響評価方法書）](#)

 情報が見つからないときは

ホームページに掲載したお知らせ（千葉市）

○平成 28 年 2 月 5 日から掲載



千葉市 CHIBA CITY

文字サイズ [拡大](#) [標準](#) [縮小](#) 色合い [標準](#) [青](#) [黄](#) [黒](#) [●](#) ふりがな表示 [●](#) 音声読み上げ [●](#) Foreign language

キーワードを入力してください [検索](#) [組織から探す](#)

ホーム [くらし・地域・手続](#) [子育て・教育](#) [健康・福祉](#) [魅力・観光](#) [しごと・産業](#) [市政全般](#)

ホーム > 市政全般 > 環境・都市計画 > 環境 > 環境影響評価 > 環境影響評価審査案件 > 市原火力発電所建設計画の経緯

更新日：2016年2月5日

環境影響評価審査案件

- 千葉都市計画事業土気東特定土地区画整理事業
- 東金茂原道路建設事業
- 市東第一特定土地区画整理事業
- 東京国際空港再拡張事業
- 千葉市民ゴルフ場手続概要
- JFE千葉西発電所更新・移設計画の概要及び同計画に係る環境影響評価評価書公告・縦覧に至る経緯
- 五井火力発電所更新計画に係る環境影響評価方法書に対する市長意見
- 東京電力千葉火力発電所における3号系列発電設備の増設
- 市原火力発電所建設計画の経緯

市原火力発電所建設計画の経緯

お知らせ

環境影響評価方法書の縦覧を開始しました。

千葉市では、市役所本庁舎4階の環境保全課、千葉市中央図書館において縦覧できます。

縦覧場所（千葉市内）

- 千葉市環境保全課（中央区千葉港1番1号、千葉市役所本庁舎4階）
- 千葉市中央図書館（中央区弁天3丁目7番7号）
- 千葉県環境政策課（中央区市場町1番1号、千葉県庁本庁舎3階）

また、2月14日及び2月25日に市原市において事業者による説明会が開催されます。

1回目

- 日時：平成28年2月14日（日曜日）午後2時から午後4時まで
- 場所：市原市五井会館4階大ホール（市原市五井中央西2丁目3番地13）

2回目

- 日時：平成28年2月25日（木曜日）午後6時30分から午後8時30分まで
- 場所：市原市市民会館小ホール（市原市苧社1丁目1番地1）

事業者のページへのリンク [外部](#)

市役所に寄せられるよくある質問にお答えします！

> よくある質問と回答



各種制度、手続、施設等に関する問い合わせ
千葉県役所コールセンター

電話番号 043-245-4894

年中無休 午前8時30分～午後9時
土日休日・年末年始は午後5時まで

下記に回答いただくことで、
あなたにぴったりの情報を表示します。

年代を選択 全年代を対象

関心ごと/生活環境を選択

- 未就学児 学生
 安心/安全 介護/福祉
 健康 証明書/手続き
 日常生活 市政/取り組み
 お楽しみ

この情報で表示する

よくみられているページ

- ごみの分別・出し方・収集日等
- 各種証明書・手続など
- 施設予約システム
- 住民票・戸籍取扱窓口のご案内
- 保育所(園)のご案内

きてみて!わたしの区

中央区

若葉区

花見川区

緑区

稲毛区

美浜区

事業の概要

対象事業の概要

事業の名称	市原火力発電所建設計画
事業者の名称	市原火力発電合同会社
事業実施想定区域の所在地	千葉県市原市千種海岸1番地他
事業の種類	火力発電所の設置
燃料	石炭
出力	約100万kW

手続き状況

計画段階環境配慮書手続き

配慮書手続き状況

配慮書提出日	平成27年9月10日
縦覧期間	平成27年9月11日～平成27年10月13日
意見書提出期間	平成27年9月11日～平成27年10月13日
市長意見提出 (PDF: 256KB)	平成27年10月6日
県知事意見 <small>外部図</small>	平成27年11月11日
環境大臣意見 <small>外部図</small>	平成27年11月13日
経済産業大臣意見 <small>外部図</small>	平成27年11月20日

環境影響評価方法書手続き

方法書手続き状況

方法書提出日	平成28年2月4日
縦覧期間	平成28年2月5日～平成28年3月7日
意見書提出期間	平成28年2月5日～平成27年3月22日
市長意見提出	
県知事意見	
環境大臣意見	
経済産業大臣意見	

環境影響評価制度とは

環境省作成「環境アセスメント制度のあらまし」 外部図



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

このページの情報発信元

環境局環境保全部環境保全課
千葉県中央区千葉港1番1号 千葉県役所4階
電話：043-245-5141
ファックス：043-245-5553
kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp

ホームページに掲載したお知らせ（袖ヶ浦市）

○平成 28 年 2 月 5 日から掲載



文字の大きさ 背景色を変える

はじめての方へ サイトマップ Foreign language 携帯サイト

全て ページ PDF

- ホーム
- くらし・手続き
- 市政・まちづくり
- 産業・事業者
- 魅力・観光

所在地 [ホーム](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・手続き](#) > [環境・衛生・公園](#) > [環境保全・環境対策](#) > [環境影響評価関係図書を縦覧します\(市原火力発電合同会社\)](#)

● 環境影響評価関係図書を縦覧します(市原火力発電合同会社)

掲載日: 2016年2月5日

環境影響評価法の規定により、市原火力発電合同会社から資料が送付されましたので、次のとおり縦覧します。

この資料(環境影響評価方法書)に対し、環境保全の見地から意見のある方は、意見書を提出することができます。

図書の名称

市原火力発電所建設計画 環境影響評価方法書

事業者ホームページアドレス

事業者のホームページから、縦覧図書等をご覧になることができます。

[市原火力発電合同会社のページ\(外部リンク\)](#)

対象事業

事業者の名称

市原火力発電合同会社

事業の名称

市原火力発電所建設計画

発電所の原動力の種類

汽力

発電所の出力

約100万キロワット

対象事業実施区域

市原市千種海岸1番地他

対象事業実施区域の面積

約222万平方キロメートル(陸域面積約144万平方メートル、海域面積約78万平方メートル)

縦覧

期間

平成28年2月5日(金曜日)から平成28年3月7日(月曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

時間

午前9時から午後5時まで

場所

- ・市役所 2階市政情報室
- ・長浦行政センター
- ・平川行政センター

説明会の開催

第1回

日時

平成28年2月14日(日曜日) 午後2時から午後4時まで

場所

市原市五井会館4階大ホール(市原市五井中央西2-3-13)

第2回

日時

平成28年2月25日(木曜日) 午後6時30分から午後8時30分まで

場所

市原市市民会館小ホール(市原市惣社1-1-1)

意見書の提出

提出期限

平成28年3月22日(火曜日)当日消印有効

提出方法

書面に以下の項目を記載し、郵送してください。

- ・住所及び氏名
- ・方法書の名称
- ・意見

縦覧場所に備え付けの意見書をご利用いただけます。

提出先及び問い合わせ先

所在地

〒299-0108

市原市千種海岸1番地(東燃ゼネラル石油株式会社千葉工場内)

名称

市原火力発電合同会社

電話番号

電話0436-23-9854

(土曜日、日曜日及び祝日を除く 午前9時から午後5時まで)

このページに関するお問い合わせ

環境管理課 環境管理班

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話:0438-62-3404 ファクス:0438-62-7485 [お問い合わせはこちら](#)

当社ホームページに掲載したお知らせ内容

2016（平成28）年2月5日

各 位

市原火力発電合同会社

「市原火力発電所建設計画 環境影響評価方法書」の届出・送付及び縦覧・説明会について

市原火力発電合同会社（千葉県市原市千種海岸1番地、社長 桑原 淳）は、昨日、環境影響評価法に基づき、「市原火力発電所建設計画に伴う環境影響評価方法書」（以下、「方法書」という）を経済産業大臣に届け出るとともに、千葉県知事、市原市長、千葉市長、および袖ケ浦市長宛に送付しましたのでお知らせします。

また、本日2月5日（金）より、方法書の縦覧を行うとともに、2月14日（日）市原市五井会館、2月25日（木）市原市市民会館において、方法書の説明会を開催致します。

記

1. 方法書の縦覧

縦覧場所

縦覧場所		縦覧期間、時間 等
千葉県	千葉県庁	平成28年 2月5日（金）～ 3月7日（月） 9：00 ～ 17：00 （土曜日、日曜日、祝日を除きます）
市原市	市原市役所、五井支所、姉崎支所	
千葉市	千葉市役所、中央図書館	
袖ケ浦市	袖ケ浦市役所、長浦行政センター、 平川行政センター	
市原火力発電合同会社 （東燃ゼネラル石油(株)千葉工場内）		なお、千葉市中央図書館は休館日を除きます。

当社ホームページでも平成28年3月22日までご覧になれます。（<http://www.itpgeneration.co.jp>）

2. 方法書の説明会

2月14日（日） 14：00～16：00

市原市五井会館（市原市五井中央西2丁目3番地13）

<http://www.city.ichihara.chiba.jp/shisetsu/kaikan/goikaikannyonkai.html>

- ・受付および開場は説明会開始30分前の13：30から行います。
- ・説明会の参加にあたって、事前の申し込みは不要です。
- ・駐車場は市営梨ノ木公園地下駐車場(有料)があります。

2月25日（木） 18：30～20：30

市原市市民会館小ホール（市原市惣社1丁目1番地1）

<http://ichiharahall.or.jp/access.html>

- ・受付および開場は説明会開始30分前の18：00から行います。
- ・説明会の参加にあたって、事前の申し込みは不要です。
- ・駐車場は市原市市民会館駐車場（無料）があります。

3. 方法書への意見の提出について

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、事業者宛に書簡にて意見書をお寄せください。

4. 意見書の記載事項等

意見書の記載事項

- ・ 氏名および住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- ・ 意見書の提出の対象である方法書の名称
- ・ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください）

意見書の提出先および提出期限

- ・ 提出先 〒299-0108 千葉県市原市千種海岸1番地（東燃ゼネラル石油（株）千葉工場内）
- ・ 提出期限 平成28年3月22日（火）（当日消印有効）

5. 市原火力発電所建設計画の概要

所在地：千葉県市原市千種海岸1番地（東燃ゼネラル石油（株）千葉工場内）

発電出力：約100 万KW

着工時期：平成31 年（予定）

運転開始時期：平成36 年（予定）

6. お問い合わせ先：

市原火力発電合同会社

千葉県市原市千種海岸1番地（東燃ゼネラル石油（株）千葉工場内）

TEL：0436-23-9854

以上

広報いちほら（平成 28 年 2 月 15 日号）

ちば市政だより（平成 28 年 2 月 15 日号）

環境影響評価関係図書の縦覧・説明会と意見を募集

縦覧図書＝市原火力発電所建設計画環境影響評価方法書 縦覧期間＝3月7日(月)まで 縦覧場所＝環境管理課、姉崎・五井支所 説明会＝2月25日(木)午後6時30分～8時30分・市民会館 当日直接会場へ 環境保全の見地からの意見を提出できます。提出方法＝縦覧場所にある意見書に必要事項を書き、3月22日(火)（消印有効）までに郵送する。縦覧図書は事業者ウェブサイト（<http://www.itpgeneration.co.jp>）で3月22日(火)まで公表

提出先 市原火力発電合同会社（〒299-0108・千種海岸1）

問合先 同所 ☎ 9854、環境管理課 ☎ 9867

**市原火力発電所建設計画
環境影響評価方法書の縦覧・説明会**

事業者＝市原火力発電合同会社。事業種＝発電所設置事業。規模＝石炭火力約100万kW。事業実施区域＝市原市千種海岸1番地他。環境影響を受ける範囲であると認められる地域＝市原市、袖ヶ浦市、千葉市。

縦覧 期間＝3月7日(月)まで。場所＝環境保全課、市中央図書館（中央区弁天3）。

環境保全の見地から意見のある方は、意見書を提出できます。

提出方法＝3月22日(火)消印有効。用紙（自由）に氏名、住所、方法書の名称、意見を明記して、〒299-0108市原市千種海岸1市原火力発電合同会社へ。

説明会 2月25日(木)18:30～20:30、市原市市民会館（市原市惣社）で。定員＝200人（当日先着順）。

☎市原火力発電合同会社 ☎0436-23-9854または環境保全課 ☎245-5141 見 ☎245-5553

広報そでがうら（平成 28 年 2 月 15 日号）

**環境影響評価関係図書(環境影響評価方法書)
の縦覧と説明会を開催します**

環境影響評価法の規定により、市原火力発電合同会社から資料が送付されましたので、次のとおり縦覧します。この資料(環境影響評価方法書)に対し、環境保全の見地から意見のある方は、意見書を提出することができます。

事業の名称 市原火力発電所建設計画

事業実施想定区域 市原市千種海岸1番地ほか
発電所の原動力の種類と出力 汽力・約100万kW

縦覧期間 3月7日(月)まで ※土・日曜日を除く

縦覧時間 午前9時～午後5時

縦覧場所 市役所 2階市政情報室、長浦行政センター、平川行政センター

▶事業者のホームページ(<http://www.itpgeneration.co.jp>)でも公表を行います。

意見の提出について

提出方法 意見書に住所・氏名・方法書の名称・意見を記入し、郵送で提出してください。意見書は縦覧場所に用意しています。

提出期限 3月22日(火) 消印有効

提出先 〒299-0108 千葉県市原市千種海岸1番地
市原火力発電合同会社 ☎0436 (23) 9854

環境影響評価方法書の説明会を開催

日時 2月25日(木) 午後6時30分～8時30分

場所 市原市市民会館 小ホール(市原市惣社)

☎環境管理課 ☎(62) 3404



当社ホームページに掲載した内容

○平成 28 年 2 月 5 日 (金) から平成 28 年 3 月 22 日 (火) まで掲載

「市原火力発電所建設計画」環境影響評価方法書

「市原火力発電所建設計画環境影響評価方法書並びにその要約書」を環境影響評価法に基づき公表致します。尚、本方法書及び要約書は平成28年2月5日(金)～3月22日(火)の期間中で閲覧可能です。

※ Windows7 Internet Explorer8 以上でご覧いただけます。それ以外の環境では正常に表示できない可能性があります。

1. 方法書の提出に関するお知らせ (141KB) 
 2. あらまし (947KB) 
 3. 環境影響評価方法書
 表紙・目次 (373KB) 
 - 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (300KB) 
 - 第2章 対象事業の目的及び内容 (1.87MB) 
 - 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
 - 3.1 自然的状況 (6.84MB) 
 - 3.2 社会的状況 (7.23MB) 
 - 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 (4.83MB) 
 - 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 (923KB) 
 - 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 (5.76MB) 
 - 第7章 その他環境省令で定める事項 (5.61MB) 
4. 要約書 (5.62MB) 
 5. 意見書の提出 PDF形式 (158KB)  Word形式 (44KB)
- > 用語集はこちら (481KB) 

第2章 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は5件であった。また、環境の保全の見地以外からの意見が3件あった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解

1. 大気環境

	意見の概要	事業者の見解
1	<p>複合的周辺環境影響について</p> <p>計画段階環境配慮書（市原火力発電合同会社）に対する環境大臣意見において、(1) 大気環境①において、「事業実施想定区域の周辺には、他事業者による石炭火力発電所が環境影響評価手続き中であり、大気汚染物質に係る累積的な影響が懸念されることから、今後、可能な限り、環境影響評価図書等の公開情報の収集を行う等、当該石炭火力発電所との重畳を踏まえた予測に必要な情報の収集に努め、必要な調査、予測及び評価を行い、大気環境への影響低減のための適切な環境保全の検討。」が求められている。現在、袖ヶ浦市で千葉袖ヶ浦エナジーによる 200 万 kW の石炭火力発電所建設計画のアセスメントの手続きが進められているが、複合的な周辺環境影響についても評価すべきである。</p>	<p>対象事業実施区域周辺での他事業者が計画している発電所との大気環境に関する累積的影響については、一事業者による評価は限定的となりますが、環境影響評価準備書作成段階において、入手可能な環境影響評価図書等の公開情報により、本事業との重畳検討に必要な情報を収集し、調査、予測及び評価を行うとともに、環境保全措置を検討します。</p>

2. 温室効果ガス等

	意見の概要	事業者の見解
2	<p>石炭種について</p> <p>CO₂ 排出原単位や総排出量、石炭種など、算出の前提となる情報を明示すべきである。発電端効率、送電端効率も環境保全の見地から検討するにあたって重要な情報である。そのほか、使用石炭種を変える場合、あるいはその可能性があるのであれば、主要産炭地毎の評価を実施すべきである。</p>	<p>本事業では、石炭は海外炭を調達する予定であり、主な採炭国としては、オーストラリア、インドネシア、中国などがあります。現在、調達先については、長期に亘って低廉で安定的な確保を図るべく検討中であり、石炭の炭種や石炭性状については、決まっていません。</p> <p>施設の稼働に伴う二酸化炭素排出量については、環境影響評価項目として選定していますが、石炭の炭種、発電熱効率、送電熱効率は詳細検討中であり、二酸化炭素排出量は環境影響評価準備書に記載します。</p>
3	<p>二酸化炭素削減の評価手法について</p> <p>6.2.1 調査、予測及び評価の手法第 6.2-8 表に示された「評価の手法」として「発電所から発生する二酸化炭素に係る排出が、実行可能な範囲で回避又は低減されているか」とあるが、石炭を燃料とすること自体が「実行可能な範囲で回避・低減」できていない。</p> <p>二酸化炭素の排出が大きい石炭を燃料としない方法にすべきではないか。</p>	<p>環境アセスメントにおける二酸化炭素の取扱いについては、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（平成 25 年経済産業省・環境省）において、下記の観点により国が審査するとされています。</p> <p>①「事業者が利用可能な最良の技術（BAT=Best Available Technology）の採用等により可能な限り環境負荷低減に努めているかどうか」</p> <p>②「国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持っているかどうか」</p>
4	<p>「パリ合意」との整合性に関する評価について</p> <p>昨年 12 月、COP21 において「パリ協定」が合意され、地球の平均気温を 1.5℃/2℃未満にすることを目指し、今世紀後半には CO₂ 排出が実質ゼロとすることが決まった。この間示された国の削減目標やエネルギーミックスは、「パリ合意」に合うものでもなく、長期目標も示されていないため、今後の見直しが迫られる。</p> <p>方法書では、「国の『エネルギー基本計画』において、『地政学的リスクが化石燃料の中で最も低く、熱量あたりの単価も化石燃料で最も安い』ことから、『安定供給性と経済性に優れた重要なベースロード電源』と位置づけられており、その開発意義は十分にある」と、国の方針だけを根拠に事業を推進しているが、「パリ協定」をふまえた観点からも環境リスクのみならず、事業リスクもふまえるべきである。評価の手法には、「パリ協定」の批准の観点からも計画を評価すべきである。</p>	<p>①については、本事業は「BAT の参考表（平成 26 年 4 月時点）」（経済産業省・環境省）における「(A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」以上に該当する超々臨界圧（USC）発電技術の採用により、熱効率を 43%以上とすることとしており、発電電力量あたりの二酸化炭素排出量の低減を図っていきます。</p> <p>②については、国がエネルギーの安定供給とともに目標を掲げており、電気事業者としては平成 27 年 7 月に新たに自主的枠組みを構築するとともに、2030 年度に排出係数 0.37 kg-CO₂/kWh 程度を目指すとする低炭素社会実行計画を策定しました。</p> <p>その後枠組み参加者間において、平成 28 年 2 月に目標達成に向けた実効性ある仕組みやルールを構築した「電気事業低炭素社会協議会」を設立しており、電気事業全体で低炭素社会実行計画の達成に向けた取り組みを進めていくこととしています。</p> <p>当社は、この枠組み参加者である両親会社の東燃ゼネラル石油と関電エネルギーソリューションおよび東京電力に売電することで、この枠組みに沿い、国の目標・計画との整合取っていく中で事業を進めていくこととしています。</p>

3. その他の環境関係

	意見の概要	事業者の見解
5	<p>情報公開について</p> <p>環境アセスメントにおいて公開される資料は、縦覧期間が終了しても閲覧できるようにすべきである。また、期間中においても、印刷が可能にするなど利便性を高めるよう求める。これについては、環境省が平成 24 年「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」において、インターネットでの公表について「法定の公表期間後であっても、対象事業に対する国民の理解や環境保全に関する知見の共有・蓄積といった観点から、インターネットを利用した公表を継続することが望まれます。」と記述しているとおり、継続した情報提供の必要性を示している。さらに、同書では「インターネットにより公表されている環境影響評価図書の閲覧及びダウンロードに要する費用は、無料とします。また、法定期間後も継続してインターネット上で公表する図書など、自主的にインターネットで公表する図書の閲覧及びダウンロードに要する費用も、無料とすることが望まれます。」としているとおり、方法書などの環境影響評価図書のダウンロードを無料で行うことも推奨している。</p> <p>さらに、インターネットの公表期間を限定し、ダウンロードやコピー、コピー&ペースト機能にも制限をかけているが、地図の引用元である国土地理院では「認めるか認めないかは作成者が決めること。承認は必要無い」としており、インターネット上の公開については問題ないはずである。</p>	<p>環境影響評価図書の著作権は事業者にあります。インターネット上の情報は、目的外使用のために複製や加工が容易となることから、公表にあたっては配慮が必要と考えています。</p> <p>方法書及び要約書の縦覧にあたって、インターネットの利用に際しては、ファイルのダウンロードや印刷は出来ませんが、当社ホームページにおいて縦覧期間である 1 ヶ月間に加え、意見受付の期限まで閲覧できるようにしました。</p> <p>なお、「環境影響評価方法書のあらまし」については、現在もインターネット上で閲覧可能としており、ファイルのダウンロードや印刷を可能としています。</p>

環境の保全の見地以外からの意見

	意見の概要	事業者の見解
1	<p>海水取水口及び海水放水口について</p> <p>①海水取水口が揚炭棧橋と近接して居るが揚炭棧橋での事故・トラブル（火災漏出等）が発生した場合、取水に影響若しくは取水中断となる恐れは無いのか？</p> <p>②海水放水口予定地が東京湾側の外航船棧橋に近接して居るが、油漏洩等の非常事態に際してオイルフェンス展張や災害対応活動を考慮すれば、更に北東側の境界線近くに放水口を設置するのがベストと考えるが見解はどうか？</p>	<p>①揚炭棧橋の火災・機械トラブルによる取水の停止はないと考えていますが、大規模な油流出が発生し、取水口から放水口への流出が懸念される場合は、取水を停止することもあり得ます。</p> <p>②本事業は、東燃ゼネラル石油千葉工場の石油タンク撤去の跡地を利用する計画であり、放水口については、既存設備や狭隘な敷地を考慮して環境負荷の低減が図れる合理的な配置として、温排水による影響の低減や取水口との離隔距離、既存棧橋を離着棧する船舶の航行経路を考慮して、配置を計画しています。また、東燃ゼネラル石油千葉工場外航船棧橋において、油漏洩等が発生した場合のオイルフェンス展張や海上防災活動に対して、放水口の配置が影響ないことを確認しています。</p>
2	<p>東日本大震災により東京電力福島原子力発電所の災害による見地から今後の日本に於ける電力が安全で低廉である事に大きな期待をしております。大気環境のための大気質分野の対策、脱硝、脱硫装置は万全でなければならぬと思います。特に自然災害発生時の社会的な避難訓練方法を明示しておく事も必要だと思えます。</p>	<p>市原火力発電所を建設することで、低廉な電力の安定供給に努めていきます。</p> <p>大気環境負荷の低減に向けて、100万kW級の石炭火力発電所で採用され信頼性がある最新の環境設備（脱硫装置、脱硝装置、集じん装置）を導入し、環境保全対策に万全を期します。</p> <p>自然災害発生時の防災活動については、関係自治体と協議の上、防災計画を定め、その中で計画的に訓練を行います。</p>
3	<p>①首都直下型地震(今後30年間で70%の確率)が言われているが、隣接地に巨大原油タンク及び製品タンクが多数設置されている。地震によるタンクの発災(火災やタンク漏洩、etc)に対しての防災対策、環境対策等は万全か？</p> <p>②又、上記の災害に対して当該施設が影響を受ける事はないか？又、当該施設の立地によってタンク火災等の災害対応(例えば海上からの防災対応)が手薄になる恐れが有ると考えるが、その検討はどのように実施したのか？</p>	<p>地震、防災対策に関しては、「電気事業法」、「消防法」、「建築基準法」等の関係法令の技術基準に基づいてプラントを設計します。</p> <p>なお、東燃ゼネラル石油千葉工場は、石油コンビナート等特別防災区域に該当しますので、災害防止と万一災害が発生した場合の拡大の防止等、総合的な施策を行っていると聞いています。当社も今後、東燃ゼネラル石油千葉工場と協同して、詳細な防災対策を計画していきます。</p>